

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第6号

答申番号：令和4年答申第7号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

- 1 本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当でない。
- 2 本件審査請求は、却下されるべきである。

### 第2 事案の概要

本件は、京都府立〇高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練生であった審査請求人が京都府立〇高等技術専門校長（以下「処分庁」という。）から京都府立高等技術専門校条例（平成21年京都府条例第16号。以下「条例」という。）第5条の規定による退学処分（以下「本件処分」という。）を受けたことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成30年4月13日、審査請求人は、専門校に入校し、以後、専門校の訓練課程（〇科、訓練期間2年。以下「本件訓練課程」という。）において職業訓練を受ける訓練生であった。
- 2 令和元年10月17日、審査請求人の訓練を行う専門校の指導員からの審査請求人に対する発言を契機として、審査請求人は、同月25日から本件訓練課程の終了日までの間、専門校を欠席した。この間、専門校としては、欠席のままでも本件訓練課程を修了することができるかどうかについて検討し、出席に代わる訓練の実施方法の提案等を行ったが、整わなかった。
- 3 2の提案等が整わなかった結果、本件訓練期間の終了日に当たる令和2年3月31日、処分庁は、本件訓練課程の修了要件を満たさないものと認めて、審査請求人に対し本件処分を行った。この際、処分庁は、「本決定に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して、3箇月以内に京都府知事に審査請求をすることができる」旨を教示した。
- 4 令和2年7月3日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

専門校の職員によるパワーハラスメントのために審査請求人が専門校に出席することが

できなくなったという事実にかかわらず、処分庁が、専門校の修了に必要な出席日数を欠くとの事実のみに基づき本件処分を行ったことについては、本件処分の基礎とすべき事実の誤認があるので、本件処分は取り消されるべきである。

## 2 処分庁の主張

審査請求人の専門校での訓練の実情を踏まえると、審査請求人には、本件訓練課程の終了日に当たる令和2年3月31日において退学処分の要件の一つである条例第5条第1号の「修了の見込みがないと認められるとき」に該当する事実があったことから、そのことを明らかにするため、同条の規定による本件処分を行ったものである。

よって、本件処分は適法かつ適正なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 本件に係る法令の規定

### 1 専門校について

- (1) 専門校は、「職業能力の開発及び向上について援助を必要とする者に対する職業訓練並びに地域の産業を担う人材育成を行うため」（条例第1条）に、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第16条の規定により府が設置する職業能力開発校（法第15条の7第1項第1号）である。
- (2) 職業能力開発校では、職業訓練が行われ（法第15条の7第1項）、審査請求人も、当該職業訓練を受ける訓練生であった（第3の1のとおり）。

### 2 行政不服審査法の定め（審査請求の適法要件）について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第7条第1項において、審査請求をすることができない処分として「学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分」を規定している。
- (2) (1)の処分が審査請求の適用除外とされている理由については、「当事者の合意に基づき教育（注：本件については、訓練）を受けているもの」であることに鑑み、「通常の行政庁と一般国民の関係とは性質を異にする関係下にある」（逐条解説行政不服審査法（平成27年4月総務省行政管理局発行））ためとされている。

なお、法に基づく職業訓練は、職業能力開発校等の公共職業能力開発施設（法第15条の7第3項）により行われるもののほか、法第13条の規定により、民間団体が法に基づく認定を受けて職業訓練の実施主体となることが認められている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由  
おおむね第4の2に同じ。

### 2 審査庁による諮問の要旨

- (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。なお、本件処分に係る審査請求は、行政不服審査法第7条第1項の適用除外に該当するため行うことができないとの見解があるが、審査庁としては、次の理由により、(1)のとおり諮問するものである。

ア 本件処分は、第4の2の第1段目にあるとおり、本件訓練課程の終了後に、訓練課程の修了が見込まれなくなったことを理由に行われたものであるから、行政不服審査法第7条第1項第8号の適用除外の要件である「訓練の目的を達成するため」に当たらないから適用除外に該当しないという意見もあること。

イ 処分庁は、第3の3の第2段目にあるとおり、審査請求ができる旨を教示しており、現時点で適用除外とすることは困難であることから、本件処分は、棄却されるべきと考えるものであること。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第2部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年7月7日 審査庁が審査会に諮問

令和4年7月20日 第1回調査審議（第2部会）

令和4年8月7日 審査請求人から審査会に主張書面等の提出

令和4年8月29日 第2回調査審議（第2部会）

令和4年9月2日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の適法性について

(1) 本件処分は、職業能力開発校において訓練生に対しなされた行政処分であることから、行政不服審査法第7条第1項の規定により審査請求をすることができない処分に当たるかどうかを検討する必要がある。

(2) 審査庁は、第6の2の(2)のAで述べるとおり、本件処分は、本件訓練課程の終了時に、訓練課程の修了が見込まれなくなったことを理由に行われたものであるとして、行政不服審査法第7条第1項第8号の「訓練の目的を達成するため」に当たらないから、同号の適用除外の要件に該当しないとする解釈も可能と主張する。

(3) しかし、本件処分が審査請求の適用除外とされている理由は、第5の2の(2)で述べるとおり、「当事者の合意に基づき教育（注：本件については、訓練）を受けているもの」であることに鑑み、「通常の行政庁と一般国民の関係とは性質を異にする関係下にある」ためとされるところ、本件についても、処分庁は、専門校における職業訓練の適正運営に必要な規律として、民間の職業訓練の場合においても同様

に生じ得る「修了の見込みがないこと」を理由とする訓練生の身分を失わせる条例第5条の規定による制度を運用したというものであり、それは、行政不服審査法第7条第1項第8号の「訓練の目的を達成するため」のものにはほかならないと考えられる。

審査庁は、この点について、(2)で述べるとおり、本件訓練課程の終了をもってなした本件処分には、審査請求人に対する訓練の目的がもはや具体的でないとして、「訓練の目的を達成するため」に当たらないとする解釈も可能と主張する。これは、同号の要件を「処分の名宛人の訓練の目的を達成するため」として限定的に解するものといえるが、上記の適用除外の理由に鑑みて、そのような限定的な解釈を採るべき合理的な理由はないから、論旨は採用することができない。

(4) また、審査庁は、第6の2の(2)のイで述べるとおり、処分庁は、審査請求ができる旨を教示しており、現時点で適用除外とすることは困難であるとも主張するが、行政不服審査法第7条第1項の規定は、行政庁の裁量で任意に適用するかどうかを認める規定ではないから、本件主張には理由がない。

(5) 以上のとおり、本件処分は、行政不服審査法第7条第1項の規定により審査請求をすることができない処分に該当するため、審査請求人は、本件処分について審査請求をすることができない。

## 2 結論

以上の理由から、他の主張については検討するまでもなく、本件審査請求は却下されるべきであるから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

## 3 付言

処分庁は、本件処分を行うに当たっては、取消訴訟を提起することができること等について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定による教示義務があるところ、本件処分に係る通知には、その旨の記載がない。

仮に、当該教示がいまだ行われていない場合には、処分庁は、これを速やかに行う必要があるところ、その場合の取消訴訟の出訴期間は、行政事件訴訟法第14条第3項の「行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合」のものが適用されることになるので、そのことについても教示すべきであると考えられる。

### 京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳